

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する  
条例の施行期日を定める規則  
(県例規集登載)

都市計画課

### 【告示】

○ 平成二十六年度准看護師試験の実施  
○ 身体障害者手帳交付のための診断をする  
医師の指定及び辞退

医療推進課  
障害福祉課

### 【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の  
申請

県民生活交通課

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

耕地課

〃

〃

○ 土地改良区の定款変更の認可

道路建設課

○ 水島港唐船線バイパス事業に係る環境影  
響評価実施計画書の公告及び縦覧

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事  
の完了

警察本部会計課

○ 一般競争入札の実施

### 【教育委員会】

○ 岡山県立学校の管理運営に関する規則の

教育委員会

一部を改正する規則  
(県例規集登載)  
○ 行政行為等の重要書類に使用する公印の  
一部改正

〃

◎岡山県規則第六十六号

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例（平成二十六年岡山県条例第七十二号）の施行期日は、平成二十六年十二月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百七十九号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、平成二十六年年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 試験日時

平成二十七年二月十三日（金曜日） 午後一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

岡山県看護会館（岡山市北区兵団四番三一号）

三 受験願書の提出期間

平成二十七年一月五日（月曜日）から同月十四日（水曜日）までの午前九時から午後五時十五分までとする。ただし、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。なお、郵便又は信書便による場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- 1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成二十七年三月三十一日までに修業見込みの者を含む。）
- 2 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成二十七年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 3 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるために必要な学科を修めて卒業した者（平成二十七年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 4 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（平成二十七年三月三十一日までに修業見込みの者を含む。）
- 5 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十七年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 6 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

7 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、知事が適当と認めたもの

五 受験手続及び提出書類

受験願書に次に掲げる書類を添えて、岡山市北区内山下二丁目四番六号（郵便番号七〇〇一八五七〇）岡山県保健福祉部医療推進課へ提出すること。郵便又は信書便による場合は、書留郵便又はこれに準ずる方法によること。

1 卒業証明書又は修業証明書（四6又は7に該当する者にあつては、その旨を証する書面）

四1から5までに該当する者であつて、出願の時に於いて卒業見込み又は修業見込みのものは、三の提出期間内に卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出し、平成二十七年三月三十一日（火曜日）午後五時十五分までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。

卒業証明書又は修業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、その異動が確認できる書類（戸籍抄本等）を添付すること。

2 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルの上半身像であつて、裏面に撮影年月日、学校名又は養成所名及び氏名を記入したもの（受験願書の所定の欄に貼り付けること）。なお、学校又は養成所が受験願書を取りまとめて提出する者については当該学校又は養成所において、それ以外の者については岡山県保健福祉部医療推進課看護・試験班において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

六 受験票

受験願書を受理した者には、受験票を交付する。

七 受験手数料

1 六、九〇〇円とする。受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。なお、消印しないこと。

2 既納の受験手数料は、返還しない。

八 試験科目

1 人体の仕組みと働き

- 2 食生活と栄養
  - 3 薬物と看護
  - 4 疾病の成り立ち
  - 5 感染と予防
  - 6 看護と倫理
  - 7 患者の心理
  - 8 保健医療福祉の仕組み
  - 9 看護と法律
  - 10 基礎看護
  - 11 成人看護
  - 12 老年看護
  - 13 母子看護
  - 14 精神看護
- 九 試験方法
- 筆記試験（四肢択一式）
- 合格発表の日時及び場所
- 平成二十七年三月十一日（水曜日） 午前十時
- 岡山県保健福祉部医療推進課ホームページ及び同課前において発表する。
- 十一 合格証書の交付
- 試験の合格者には、合格証書を交付する。
- 十二 受験願書の請求その他
- 1 受験願書は、岡山県保健福祉部医療推進課へ返送料を添えて請求すること。
  - 2 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成二十七年一月十四日（水曜日）までに岡山県保健福祉部医療推進課へ申し出た場合、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
  - 3 その他受験について詳しいことは、岡山県保健福祉部医療推進課（直通電話〇八六一二二六―七三二三）へ問い合わせること。

◎岡山県告示第五百八十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十六年十一月十八日次のとおり指定した。  
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十六年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目 医療機関の名称

所在地

中西 英 博 肢体不自由、呼吸器、ぼうこう・直腸

医療法人社団吉美会吉備高原ルミエール病院 加賀郡吉備中央町宮地三三三六一一五

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目 医療機関の名称

所在地

緒 方正 敏 心臓、呼吸器、腎臓

赤磐医師会病院

赤磐市下市一八七一一

〔四九七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くらしき教育発達研究所さいころ

三 代表者の氏名

小野 真嗣

四 主たる事務所の所在地

倉敷市白楽町一三二―一

五 定款に記載された目的

この法人は、心理的問題の発達のつまずきのあるご本人とご家族からの相談に応じ、支援及び訓練の場を提供することで、彼らのクオリティ・オブ・ライフの向上を目指す。また、地域社会への普及・啓発活動を通じて、人々の心病や発達障がいに対する理解を深め、誰もが生きやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

平成26年11月28日 岡山県公報 第11640号

〔四九八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十六年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

高梁川用水土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員	就任役員	住所	理事	理事監
氏名	氏名			
矢野 秀典	矢野 秀典	倉敷市山地三四三一	理事	
高杉 實	高杉 實	総社市総社二二九一一	理事	
難波喜久男		岡山市北区加茂二三一九	理事	
花巻 修二	花巻 修二	倉敷市白楽町一八二	理事	
高橋 昌巳	高橋 昌巳	岡山市南区内尾一一二	理事	
山口 剛		倉敷市玉島長尾一七二二	理事	
藤井 裕志	藤井 裕志	西岡一一二五	理事	
加藤 晃敏	加藤 晃敏	真備町川辺一四三一	理事	
楠戸 通博	楠戸 通博	羽島七〇三	理事	
三宅 銀造	三宅 銀造	連島町連島七七一三	理事	
難波 弘	難波 弘	岡山市南区川張四〇七	理事	
		北区高塚二九二一三	理事	
		倉敷市玉島長尾一六七〇	理事	
妹尾 俊治	妹尾 俊治	岡山市南区中畦二一八一五	理事	
江口 實	江口 實	総社市清音軽部四四七一	理事	監事
倭 正文		倉敷市茶屋町早沖五一五	理事	
吉田 茂松		岡山市北区撫川二八四	理事	
田邊 康正		倉敷市新倉敷駅前三一三三五	理事	
	戸田 博	玉島乙島五七〇九	理事	
	脇本 正巳	岡山市北区川入四四〇	理事	
	田邊登騏治	倉敷市茶屋町一一〇九	理事	



〔五〇〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年十一月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾七区土地改良区

二 認可年月日

平成二十六年十一月二十日

〔五〇一〕岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年岡山県条例第七号）第五条  
第一項の規定により、水島港唐船線バイパス事業に係る環境影響評価実施計画書を作成  
したので、同条例第七条の規定により、縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

岡山県

2 代表者の氏名

岡山県知事 伊原木隆太

3 主たる事務所の所在地

岡山市北区内山下二―四―六

二 対象事業の名称、種類及び規模

1 名称

水島港唐船線バイパス事業

2 種類

自動車専用道路等の新設

3 規模

道路延長 約一・八キロメートル

車線数 二車線

設計速度 時速四十キロメートル

三 対象事業実施区域

倉敷市玉島黒崎、同市玉島勇崎及び浅口市金光町大谷

四 実施計画書周知計画地域

倉敷市及び浅口市

五 環境影響評価実施計画書の縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

(1) 岡山県土木部道路建設課（岡山市北区内山下二―四―六）

(2) 岡山県備中県民局建設部工務第二課（倉敷市羽島一〇八三）

(3) 岡山県備中県民局建設部井笠地域工務課（笠岡市六番町二―五）

- (4) 倉敷市玉島支所建設課（倉敷市玉島阿賀崎一―一―一）
- (5) 浅口市産業建設部工業団地推進室（浅口市鴨方町六条院中三〇五〇）
- (6) 浅口市金光総合支所産業建設課（浅口市金光町占見新田七五―一）

2 期間

平成二十六年十二月四日から同月十七日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで。ただし、1の(2)及び(3)の場所にあつては、平成二十六年十二月四日及び同月十一日の縦覧時間を午前八時三十分から午後七時までとする。

六 意見書の提出について

環境影響評価実施計画書について、環境の保全の見地からの意見を書面（以下「意見書」という。）により事業者又は知事に対し提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年十二月二十四日必着

2 提出方法

郵送、ファクシミリ又は持参

3 提出先

- (1) 事業者に対するもの

ア 郵便番号 七〇〇―八五七〇

岡山市北区内山下二―四―六

岡山県土木部道路建設課

ファクシミリ 〇八六―二二四―一一九四

イ 郵便番号 七一〇―八五三〇

倉敷市羽島一〇八三

岡山県備中県民局建設部工務第二課

ファクシミリ 〇八六―四二六―六〇六四

ウ 郵便番号 七一四―八五〇二

笠岡市六番町二―五

岡山県備中県民局建設部井笠地域工務課

ファクシミリ ○八六五―六三―七四五四  
(2) 知事に対するもの

郵便番号 七〇〇―八五七〇

岡山市北区内山下二―四―六

岡山県環境文化部環境企画課

ファクシミリ ○八六―二三三―七六七七

4 意見書への記載事項

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である環境影響評価実施計画書の名称
- (3) 環境影響評価実施計画書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由も含めて記載すること。）

七 問い合わせ先

1 岡山県備中県民局建設部工務第二課

電話 ○八六―四三四―七〇四三

2 岡山県備中県民局建設部井笠地域工務課

電話 ○八六五―六九―一六四〇

〔五〇二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

瀬戸内市邑久町山田庄字時元八三一、八三一―一、八三一―二、字下拝登八三八―一、八三九―一、八四〇―一、八四〇―四、字下中田八四五―三、八五二―三、八五二―四、字十五代八四八―五、字北畑八五六―二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

瀬戸内市邑久町尾張三〇〇―一

瀬戸内市長 武久 顕也

三 許可番号

岡山県指令建指第一五五号

〔五〇三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

警察車両のメンテナンス業務

(2) 調達の概要

入札説明書及び警察車両のメンテナンス業務仕様書による。

(3) 履行期間

平成27年 3月 1日から平成29年 2月28日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成26年度において県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第28号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるもの。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契

# 岡山県公報 第11640号 平成26年11月28日

約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成26年11月28日から平成27年1月13日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、

# 岡山県公報 第11640号 平成26年11月28日

交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ180グラムであるので、注意すること。

- (3) 入札書の受領期限  
平成27年 1月20日 午後 4時
- (4) 開札の日時及び場所  
平成27年 1月22日 午前10時30分  
岡山市北区内山下二丁目 4番 6号  
岡山県警察本部警務部会計課分室 (岡山県庁地下 1階)
- 5 その他
  - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
  - (3) 契約保証金  
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成27年 1月13日午後 4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
  - (5) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
  - (6) 契約書作成の要否  
要
  - (7) 落札者の決定方法  
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured:

Trust of automobile maintenance 1 set

(2) Contract period:

From 1 March, 2015 through 28 February, 2017

(3) Time limit for tender:

4:00 P.M 20 January, 2015

(4) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

◎岡山県教育委員会規則第十二号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
 第六条の二第一項の表に次のように加える。

岡山県立津山中学校	岡山県立津山高等学校
-----------	------------

第七十四条中「高等学校」を「中学校及び高等学校」に改める。  
 第七十六条第六項中「資格」を「危険物取扱者免状」に改める。  
 別表第一に次のように加える。

岡山県立津山中学校	津山市椿高下六二	八〇	—	—	八〇
-----------	----------	----	---	---	----

別表第二岡山県立岡山大安寺高等学校の項を削り、同表岡山県立岡山芳泉高等学校の項中「岡山市南区当新田五一―」を「岡山市南区芳泉三丁目一一―」に、「一、〇八〇」を「一、〇四〇」に改め、同表岡山県立岡山城東高等学校の項中「一、〇四〇」を「一、〇八〇」に改め、同表岡山県立興陽高等学校の項中「八〇」を「四〇」に、「二六四〇」を「六〇〇」に改め、同表岡山県立岡山東商業高等学校の項中「二四〇」を「二八〇」に、「一、〇四〇」を「一、〇八〇」に改め、同表岡山県立倉敷工業高等学校の項中

二二〇	二二〇	八〇	を	八〇	二二〇	二二〇	に改め、同表岡山県立津山高等学校の項中	普	通	二四〇	を	普	通	二〇〇
-----	-----	----	---	----	-----	-----	---------------------	---	---	-----	---	---	---	-----

に、「八四〇」を「八〇〇」に改め、同表岡山県立津山商業高等学校の項中	国際ビジネス	四〇	を	国際ビジネス	—	に、「六〇〇」を「五六〇」に改め、
------------------------------------	--------	----	---	--------	---	-------------------

同表岡山県立玉野高等学校の項中

普	通
二〇〇	二〇〇

を

普	通
一六〇	一六〇

に、「六〇〇」を「五六〇」に改め、同表岡山県立総社南高等学校の項中

普	通
二八〇	二八〇

を

普	通
二四〇	二四〇

に、「八四〇」を「八〇〇」に改め、同表岡山県立新見高等学校の項中「三六〇」を「三四五」に、「二二〇」

を「一一五」に、「六九〇」を「六六五」に改め、同表岡山県立勝山高等学校の項中

一	一
八〇	八〇

を

四〇	一
一一〇	一一〇

に改め、同表岡山

県立真庭高等学校の項中

四〇	四〇
一	一
一一〇	一一〇

を

三五	三五
一	一
一一〇	一一〇

に改め、同表岡山県立蒜山高等学校の項を削り、同表岡山県立和気閑谷高等学

校の項中

キャリア探求	二四〇
--------	-----

を

キャリア探求	二〇〇
--------	-----

に、「四八〇」を「四四〇」に改め、同表岡山県

立勝間田高等学校の項中

三五	三五
----	----

を

一	三五
---	----

に、「四〇」を「三五」に、「五五〇」を「五〇〇」に改める。

別表第三中

一	八〇〇
---	-----

を

一六〇	九六〇
-----	-----

に改める。

別表第四岡山県立倉敷まきび支援学校の項中

四八	三二
----	----

を

四八	四八
----	----

に、「一一二」を「一一八」に改め、同表岡山県立早島支援学校の項中

に改め、同表岡山県立誕生寺支援学校の項中

に改める。

別表第七岡山県立津山高等学校の項中

岡山県立津山高等学校

を

岡山県立津山  
中学校  
高等学校

に改め、同表岡山

県立 岡山  
蒜山 高等学校の項を次のように改める。

岡山県立岡山高等学校（蒜山校地に限る。）

白雲寮

真庭市蒜山上長田一四一

男子  
女子

三 三

附 則

この規則中第六条の二第一項、第七十四条、第七十六条第六項、別表第一及び別表第七岡山県立津山高等学校の項の改正規定は平成二十六年十二月一日から、別表第二岡山県立岡山芳泉高等学校の項の改正規定（「岡山市南区当新田五一―一」を「岡山市南区芳泉三丁目一―一」に改める部分に限る。）は平成二十七年一月三十一日から、その他の改正規定は同年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会告示第四号

昭和四十五年岡山県教育委員会告示第一号（岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程（昭和三十二年岡山県教育委員会規則第一号）第三条第二項の規定による行政行為の重要書類に使用する公印）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月一日から施行する。

平成二十六年十一月二十八日

岡山県教育委員会

表中

岡山県立倉敷天城中学校長印		倉敷天城中学校	〃 二十八ノ八
岡山県立倉敷天城中学校長印	倉敷天城中学校	〃 二十八ノ八	
岡山県立津山中学校長印	津山中学校	〃 二十八ノ九	

に改める。

別図二十八ノ八の次に次のように加える。

二十八ノ九

※ 印影（別図二十八ノ九）については、省略